

# 最近寄せられた『よくある質問』集——その32——

問一 当社の時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）の労働者代表は、従来、総務部長でし

ょうか。さらに、管理職は、36協定届の労働者数の欄にも含めないのでしょか。



たが、今般、同協定の締結に当たつて一部の者から「管理職は労働者代表になれない」との意見が出されました。本當でしあうか。その場合、管理職は、労働者代表選出の手続もできないのでし

ょか。さくらに、管理職は、36協定届の労働者数の欄にも含めないのでしょか。  
答一 労働基準法（以下「法」といいます）36条では、過半数労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面協定をし、労働基準監督署に届け出ることによって、協定した範囲で法定労働時間を超えて労働させ、法定休日に労働させることができるものと規定しています。

ここで、36協定の締結に係る労働者の過半数を代表する者については、「昭46・1・18基収62号によつて、法41条2号に規定する管理監督者でないこと及び投票、挙手、信任等の民主的な手続きで選出された者である」（昭31基発168号）としています。

なお、法41条2号に規定する管理監督者は、法定の労働時間、休憩、休日に関する規定の適用はな

監督者に該当するのであれば、過半数代表者になれません。

次に、過半数代表者の選出手続については、法36条の「労働者」から管理監督者を除外する手段の規定又は合理的な理由がありまんので、管理監督者も代表者の選出手続を行うことになります。

勤手当を支給しています。今般、平均賃金を算定す

く、36協定の対象労働者とはなりませんので、労働者数の欄には含めないことになります。

勤手当を支給しています。今般、平均賃金を算定する事情が生じましたが、勤手当を賃金総額に含めると算定期間に4月又は10月が入るか否かで平均賃金の額に相当な差が出来ますし、半年に1回払われるボーナスは賃金総額に含めなくて良いことです。このことですでに、当社の通勤手当は賃金総額に含めなくて良いでしょ

か。では、ご質問の通勤手当についてははどうかといいますと、解釈例規では「6ヶ月定期券であつても、これは各月分の賃金の前払として認められるから平均賃金算定の基礎に加えなければならない」とされています。このことから、実際の支給額の6分の1を各月の支給額として賃金総額に含めて平均賃金を算定しなければなりません。

要件等が明確に定められた通勤手当は、法11条の90号）とされていますので、実際の支給額の6分の1を各月の支給額として賃金総額に含めて平均賃金を算定しなければなりません。（昭22・12・26基発573号）。